

学びを通じたステップアップ支援促進事業審査基準

I 採択案件の決定方法

提出された申請書等について審査を行い、予算規模の範囲内において、各評価項目の得点合計の平均点が高いものから、文部科学省に設置する外部有識者で構成される審査委員会での議論を経て、採択案件に決定する。なお、採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

II 審査方法

申請者から提出された申請書等について、審査委員会の委員による書類選考を事前に行った上で、必要に応じて審査委員会を開催し審査する。

なお、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出やヒアリングへの対応を求めることがある。

III 評価方法

評価は、企画提案ごとに「絶対評価」にて行うものとする。書類選考に係る評価項目及び評価基準は次項のとおりとし、各審査委員が評価した結果の合計の平均点を当該申請者の得点とする。

IV 評価項目及び評価基準

[評価項目 1 : 取組の趣旨・目的](4 点)

- ・ 地域の現状及び課題を的確かつ具体的に把握しているか。
- ・ 地域の教育資源を活用した上で当該課題を解決することにより、家庭の経済事情等に関わらず全ての者が活躍できる地域の実現を図ることができるか。

(評価基準)

評価項目 1 については、次の評価基準による 4 段階評価とする。

非常に優れている	=	4 点	優れている	=	3 点
やや不十分である	=	2 点	不十分である	=	1 点

[評価項目 2 : 取組の具体的内容](8 点)

- ・ 計画されている取組の内容や実施方法が、それぞれの地域において抱える課題や活用できる資源に応じ、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援のモデルを構築するために妥当かつ有効なものとなっているか。

(評価基準)

評価項目 2 については、次の評価基準による 4 段階評価とする。

非常に優れている	=	8 点	優れている	=	6 点
やや不十分である	=	4 点	不十分である	=	2 点

[評価項目 3 : 見込まれる成果・効果](4 点)

- ・ 優れた効果を上げるための創意工夫がなされているか。
- ・ 全国各地で普遍的に活用できる効果的なモデルが形成されることが計画から期待できるか。

(評価基準)

評価項目 3 については、次の評価基準による 4 段階評価とする。

非常に優れている = 4 点 優れている = 3 点

やや不十分である = 2 点 不十分である = 1 点

[評価項目 4 : 業務の実施体制・連携体制](4 点)

- ・ 取組の実現に必要な実施体制(マネジメント体制、職員の体制、教育委員会・保健福祉部局等としての支援体制等)の整備計画がなされているか。(再委託しようとしている場合においても、本項目により、申請内容から再委託することが妥当であるか評価する。)
- ・ 行政他部局、民間組織を問わず、連携することによって取組の効果が高まることが期待される関係機関との連携が図られているか。
- ・ 現在又は過去において、高校中退者等への学習相談及び学習支援等に資する取組を地方単独予算にて実施した実績がある場合、その際の経験やノウハウを生かした内容となっているか。

(評価基準)

評価項目 4 については、次の評価基準による 4 段階評価とする。

非常に優れている = 4 点 優れている = 3 点

やや不十分である = 2 点 不十分である = 1 点

[評価項目 5 : 業務の実施計画](4 点)

- ・ 計画されているスケジュールや業務計画が、目的達成のために具体的かつ無理のないものとなっているか。

(評価基準)

評価項目 5 については、次の評価基準による 4 段階評価とする。

非常に優れている = 4 点 優れている = 3 点

やや不十分である = 2 点 不十分である = 1 点

[評価項目 6 : 業務の評価体制](8 点)

- ・ 取組の計画自体に、P D C A サイクルが有効に働く仕組みが組み込まれているか。

(評価基準)

評価項目 6 については、次の評価基準による 4 段階評価とする。

非常に優れている = 8 点 優れている = 6 点

やや不十分である = 4 点 不十分である = 2 点

[評価項目 7 : 本年度の実施内容、成果を踏まえた次年度以降の実施内容及び実施方法等](4 点)

- ・ 取組が次年度以降に発展的につながっていく計画となっており、最終的に地域に定着することができる体制・計画となっているか。

(評価基準)

評価項目7については、次の評価基準による4段階評価とする。

非常に優れている = 4点 優れている = 3点

やや不十分である = 2点 不十分である = 1点

[評価項目8：業務の経費](4点)

- ・ 業務内容と比して、経費の規模が妥当な範囲であり、費用対効果の高い提案内容となっているか。

(評価基準)

評価項目8については、次の評価基準による4段階評価とする。

非常に優れている = 4点 優れている = 3点

やや不十分である = 2点 不十分である = 1点

[評価項目9：ワーク・ライフ・バランス等の推進](1.2点)

(評価基準)

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定)等

- ・ 認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。) = 0.5点

- ・ 認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。) = 1点

- ・ 認定段階3 = 1.2点

- ・ 行動計画(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)) = 0.2点

次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業)

- ・ くるみん認定 = 0.5点

- ・ プラチナくるみん認定 = 1点

青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定

- ・ ユースエール認定 = 1点

上記に該当する認定等を有しない = 0点

「学びを通じたステップアップ支援促進事業」審査要領

標記事業における事業者の審査・評価を行うために設置された「学びを通じたステップアップ支援促進事業」審査委員会の審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

（秘密の保持）

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし公表されている内容はその限りではない。

（利害関係者の審査）

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課に文書で申し出なければならない。

競争参加者の業務計画書等の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合。

審査委員が所属している団体から申請があった場合

審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から直接寄附を受けている場合

審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が直接受けている場合

審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に商取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が直接受け取っている場合

審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約券を保有している場合

その他、競争参加者との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。

3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。

4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

（不正な働きかけ）

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、速やかに文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課に報告しなければならない。

2 文部科学省は前項の報告を受けた場合は、適切に対処しなければならない。